

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年5月10日

支出負担行為担当官

気象衛星センター所長

長谷川 昌樹

1 当該招請の主旨

本業務は、気象衛星センターに設置した極軌道気象衛星受信装置のアンテナフィードを購入することを目的とする。このため、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 極軌道気象衛星受信装置用アンテナフィード購入

(2) 業務内容 気象衛星センターに設置した極軌道気象衛星受信装置のアンテナフィードを購入する。

(3) 納入期限 令和6年3月15日

3 業務目的

気象衛星センターに設置した極軌道気象衛星受信装置（以下「本装置」という。）は、極軌道気象衛星から配信される観測データを直接受信し、数値予報における全球モデルの初期値等に利用するものである。

本装置のアンテナフィードは微弱な衛星電波を適切な信号にして受信機へ供給する部品であり、故障による障害発生時の復旧時間を短縮するため、事前に用意しておくことで、極軌道気象衛星受信業務の運用継続性を確保することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度 国土交通省（全省庁統一資格）「物品の販売」において、関東・

甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ③ 気象衛星センターから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

極軌道気象衛星受信装置は、極軌道気象衛星から配信される観測データを直接受信し、数値予報における全球モデルの初期値等に利用する重要なシステムであることを理解し、気象衛星システムに関する技術力を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ① 気象衛星センターから貸与・提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。
- ② 気象衛星センターから貸与された資料は、改変してはならない。
- ③ 気象衛星センターから貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ④ 気象衛星センターから貸与された資料は、監督職員の許可を得ずに複製または庁舎外への持ち出しをしてはならない。
- ⑤ 気象衛星センターの許可を受けた場合を除き、本業務における成果物を他に流用してはならない。
- ⑥ 気象衛星センターの許可を受けた場合を除き、本業務で知り得た情報の存在もしくは内容を漏らし、またはこれを窃用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ① 本業務を行うために必要な業務執行体制が整っていること。
- ② 本業務の執行にあたって、気象衛星センターの業務等に支障を与えないこと。
- ③ 電波法、電気設備技術基準、知的財産権法、その他法令を遵守すること。
- ④ 本装置の運用期間中は、本業務の実施に起因する故障または不都合が生じた場合、気象衛星センターから直ちに連絡できる窓口と、受注者の責任において直ちに修復が可能な体制を確保すること。

(6) 業務実績に関する要件

- ① 本装置若しくは同様な衛星通信装置の製造又は販売に関する業務を行った実績があること。
- ② 本装置に関する技術に精通していること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204-0012

東京都清瀬市中清戸 3-2-35

気象衛星センター総務部会計課

電話 042-493-4964 F A X 042-491-4701

E-mail : eisei_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年5月10日から令和5年5月30日まで (1)に同じ。

なお、公募説明書等は電子データで交付するので、電子記憶媒体(CD-R等)を持参すること。

(3) 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法

令和5年5月31日16:00まで (1)に同じ。 持参、郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度 国土交通省(全省庁統一資格)「物品の販売」において関東・甲信越地域の競争参加資格の認定を受けていない場合でも5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該有効資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。